

第4章

支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

警察庁においては、市区町村における犯罪被害者等施策の窓口部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、総合的対応窓口の設置を要請してきたところ、平成31年4月に全ての地方公共団体において総合的対応窓口の設置が完了した（P217基礎資料7-3参照）。

また、総合的対応窓口や都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に周知している。

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号151】

警察庁においては、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を地方公共団体に要請している。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、地方公共団体における犯罪被害者等支援の担当者に対する研修の実施状況やその内容等を発信することにより、地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請している。

令和3年4月現在、17都道府県・政令指定都市、89市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

(4) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定状況及び計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/jorei.html>）。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況及び当該条例に基づく主な支援施策等を紹介しているほか、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する資料「条例の小窓」を定期的に取りまとめ、警察庁ウェブサイト（https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jorei/komado/r2/komado_r2.pdf）に掲載す



地方公共団体における犯罪被害者等支援 ～専任職員の配置によるきめ細やかな支援～

大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課

大阪市では、基本法及び国の犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等の支援に係る相談窓口の開設や啓発事業等を行ってきました。しかし、犯罪被害者等の抱える多岐にわたる問題の解決を図るためには、大阪市の犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示した上で、犯罪被害者等の視点に立った施策をより一層推進する必要があることから、令和2年4月、大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例（以下このトピックスにおいて単に「条例」といいます。）を施行しました。

条例に基づく主な支援事業（※）

- ▶ 被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援
- ▶ 遺族見舞金、重傷病見舞金等の支給
- ▶ 掃除、洗濯等の日常的な家事支援や配食サービス
- ▶ 就学前の子供の一時保育費・精神医療費や転居費用の助成
- ▶ 犯罪被害に精通した弁護士による相談対応

※条例の施行後（令和2年4月以降）に発生した死亡や重傷病等の重大な犯罪等の被害が対象

犯罪被害者等に対して条例に基づく各種支援事業を行うに当たり、一人一人に寄り添った丁寧かつ福祉的な対応を行うことができるようにするとともに、「犯罪被害者等支援のための総合相談窓口」の充実を図るため、犯罪被害者等支援に専従する社会福祉主事任用資格を有する会計年度任用職員（以下「専任職員」といいます。）を2名配置しました。

条例の施行に伴い各種支援制度に関する周知広報等を行った結果、窓口における相談件数は、条例の施行前と比較して約4倍に増えました。大阪市では、専任職員の配置により、犯罪被害者等が置かれている状況や抱えている事情に応じ、条例の施行前よりもきめ細やかな対応ができるよう、また、犯罪被害者等の相談窓口としてより安心して相談いただけるよう努めています。

条例に基づく大阪市の施策の特色として、被害発生初期段階におけるアウトリーチ支援の取組があります。この取組は、関係機関から犯罪被害者等に関する情報提供があった場合に、犯罪被害者等からの支援要請を待つことなく犯罪被害者等に連絡し、必要な支援につなげるものです。

具体的な例を挙げると、あるケースでは、関係機関からの情報提供に基づき、犯罪被害により重傷を負い入院した方のもとへ専任職員が伺い、犯罪被害者等が置かれている状況や今後の心配事等をお聞きした上、提供できる支援の説明を行うとともに、退院後もすぐに支援を受けられるよう各種申請手続の補助等を行いました。また、退院後は、必要な支援を円滑に提供したほか、近況の確認を行いました。

このような取組においても、専任職員を配置したことで、迅速な初動対応を実施するとともに、犯罪被害者等の希望に応じて病院や最寄りの区役所等を訪問し、本人の様子をうかがいながら話を聴くことにより、犯罪被害者等が置かれている状況をタイムリーに理解し、一人一人のニーズを丁寧に把握して、各種支援施策や関係機関の紹介等の必要な支援につなげるといったきめ細やかな対応が可能となっています。

また、関係機関と支援に関する協議・調整を行う大阪府被害者支援調整会議や、犯罪被害の当事者による講演会、被害者支援団体等が主催するセミナー等へ参加するなど、犯罪被害者等支援に関

する知識を蓄積し、よりよい支援につながるよう職員のスキルアップに努めています。

大阪市では、今後もこれらの取組を継続し、犯罪被害者等が一人で悩むことのないよう、その置かれた立場を十分に理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行っていきます。

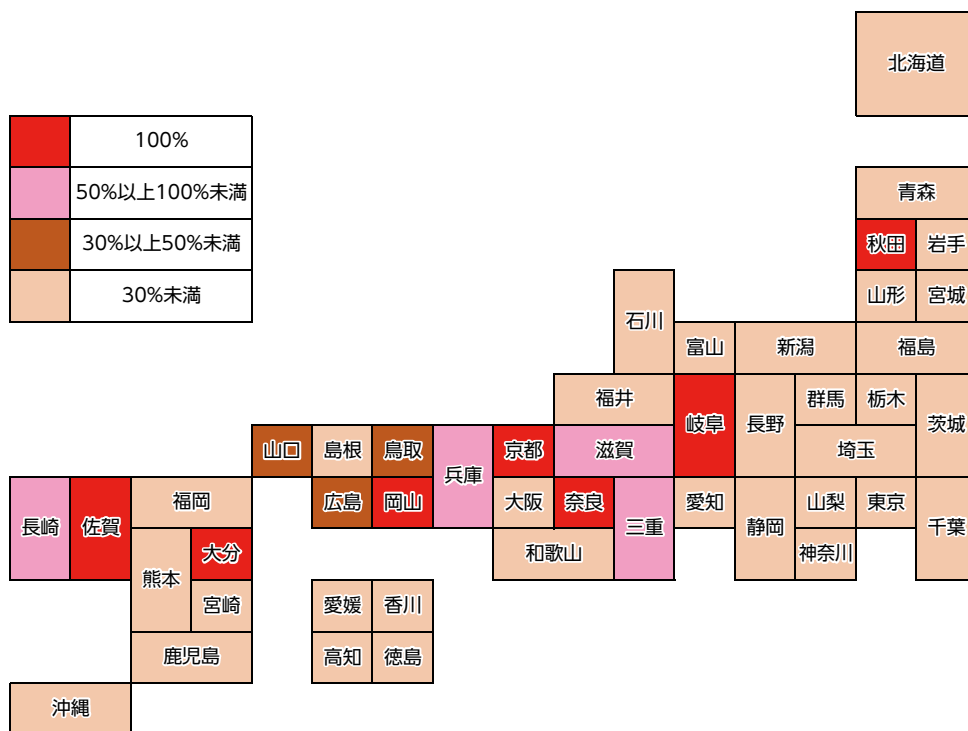
トピックス

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等の支援に関する条例の制定状況等について情報提供を行っているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定する動きが広がっている。

令和3年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、32都道府県、8政令指定都市、384市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されている。

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況（令和3年4月1日現在）



※ 犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例（犯罪被害者等の支援に特化した条例（特化条例））をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まない。

るなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

さらに、令和3年3月には、都道府県警察に対し、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう指示した（同月31日付け警察庁次長通達別添）。

同年4月現在、64都道府県・政令指定都市、711市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定がなされている。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等 【施策番号154】

警察庁においては、市区町村間の連携・協力を促進するため、市区町村における犯罪被害

者等支援の担当者を集めた都道府県による研修に講師等として職員を派遣しているほか、令和2年度は、犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業として、静岡県、三重県、奈良県、佐賀県及び新潟市において、市町村の職員等に対する研修会等を実施した。

また、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備え、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/bukyoku/bukyoku.html>）に掲載し、地方公共団体間の情報共有を促進している。

コラム 4

総合的対応窓口担当職員の手記 ～よりよい支援につながる「備え」に～

某市 総合的対応窓口勤務 副主幹

ガンや交通事故など、突然やってくる不幸に対応するため、保険に加入している人は少なくないだろう。加入のための手続は、それらを自分に起こり得る出来事として捉え、ほんの少しかもしれないが、イメージする機会となる。それは経済的な備えと共に、出来事に対する心の備えにもなっているのかもしれない。

犯罪を原因とする被害、これらに「自分」や「自分の家族」を関連付けて想像する機会があるだろうか。ドラマや映画の中に登場する「被害者」を見ると、どうしても「自分」ではあってほしくないという気持ちが強く働いてしまう。

犯罪被害に遭うということがどういうことか、それは被害者御本人に接したとき、はっきりと認識させられる。

支援の担当者になってしばらく経った頃、研修を通じて、お子さんを犯罪被害により亡くされた方のお話を聞く機会があった。事件の概要にとどまらず、その時の心情も含めたお話を聞くにつれ、被害現場、病院など実際の現場が頭の中に具体的に思い描かれた。

当市は人口約2万人の小さな地方公共団体であり、犯罪被害者等支援の総合的な窓口は総務を担当する課と人権を担当する課とで協力して行っており、支援制度によって関係する課と連携を図りつつ対応することとしている。

また、犯罪認知件数は少ないものの、窓口で相談者が訪れる機会もある。

窓口で相談者が訪れる際、県の被害者支援センターから情報が共有され、事前にある程度の情報を把握できる場合もあるが、相談者が置かれている具体的な状況や知人関係の詳細を把握すること

まではできない。

窓口で相談することで、知人に知られたり、事情を知っている人からの心ない言動などにより心理的な被害を受けたりするケースもあるため、相談窓口が市民にとって身近な存在であることが、当市のような小さな規模の地方公共団体の場合はリスクとなることもある。

そのため、市の職員や他の来庁者の中に、相談者の知り合いがいること等も想定し、相談に来たことで御本人に悪い影響を与えないよう、以下のようなことを心掛けている。

- ・ 具体的な方向性が定まるまでは、不必要に個人情報等は聞かない。
- ・ 相談に対しては、庁舎内でできる限り人と会わないような場所を準備し、案内する。
- ・ 御本人が話をすることができる状態であれば話をしてもらうが、話をすることが困難な状態であると感じれば、こちらから少しずつ話しかける。

私が犯罪被害に遭われた方からの相談に初めて向き合うことになったのは、担当者になって2年後のことだった。

最初に対応した相談者は、いわゆるDVにより傷害被害に遭った方であった。

被害に遭った後、経済的に自立したいという希望があることが分かったため、就業までの中長期にわたる支援が必要と判断し、福祉関係の部署と連携しながら、生活保護の受給や職業訓練を受けるための手続に関する支援を提供することができた。

一方で、支援の難しさを感じたケースもある。

ある相談者は、職場の上司から傷害被害を受け怪我を負ったことで、しばらくの間就労できない状況にあった。

そこで、当面の経済的な支援が必要と判断し、当市で制度化されていた傷害見舞金の支給決定を行ったが、このケースでは、相談者の住居が職場から近かったため、被害に遭った後同じ住居に住みづらくなり、また、その後の職場復帰が難しくなることが問題として残っていた。

これらの問題を解決するための支援について、相談者本人は希望を示さなかったが、住み慣れた土地を離れたり、新しい職に就いたりすることへの不安や負担もあることから、すぐに気持ちを切り替えることは困難だろうと感じられた。

犯罪被害に遭われた方は、犯罪被害によって突然起こった様々な問題を受けて、肉体的にも精神的にも痛みを抱えながら生活していかなければならない。また、その問題も、被害に遭われた方一人一人の置かれた状況ごとに異なるため、それらを乗り越えて元の日常を取り戻していくための支援を行うことが、どれほど難しいかを実感した。

総合的対応窓口における支援に係る対応の中で、被害に遭われた方が感じている苦痛はこちらにも伝わってくる。

被害に遭われた方の苦痛を受け止めることに慣れることはないが、支援を継続していくことで、対応の経験を積み重ねることはできる。その経験の積み重ねが、次に窓口を訪れる誰かの支援につながる「備え」となればと思っている。

(6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

【施策番号155】

P44 【施策番号65】 参照

(7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号156】

P43 【施策番号59】 参照

(8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用 【施策番号157】

P44 【施策番号60】 参照

(9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の 充実 【施策番号158】

文部科学省においては、児童生徒が全国どこからでも、いつでも気軽に悩みを相談できるよう「24時間子供SOSダイヤル」を設置し、教育委員会等による紹介カード、リーフレット等の配布等を通じて児童生徒や保護者に周知している。

また、近年、若年層の多くがSNSを主なコミュニケーション手段として活用している状況等を踏まえ、平成30年から、地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築に関する支援を行っている。
(P40 【施策番号55】 参照)

(10) ワンストップ支援センターの設置促進 【施策番号159】

ア P44 【施策番号61】 参照

【施策番号160】

イ P44 【施策番号62】 参照

【施策番号161】

ウ P44 【施策番号63】 参照

【施策番号162】

エ P44 【施策番号64】 参照

【施策番号163】

オ P44 【施策番号65】 参照

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援 【施策番号164】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者支援団体に対し、研修内容に関する助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援に関する相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し

等、犯罪被害者等支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の養成を支援するため、民間支援員も参加可能な研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等において、具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、P82 【施策番号167】 参照）。

(12) 地方公共団体の取組に対する支援 【施策番号165】

内閣府においては、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援の充実を図るため、都道府県、市区町村等の関係機関及び民間の団体等の一層の連携の促進を図ることを目的として、官民の配偶者等からの暴力事案の被害者への支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の職員及び相談員、同センターと連携している民間支援団体の相談員並びに児童相談所の相談員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業」を実施している。令和2年度は、オンライン研修教材を開発し、地方公共団体の職員等に提供した。

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 【施策番号166】

警察においては、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めている。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を常備し、これが必要とする犯罪被害者等に提供している。

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号167】

警察においては、生活支援、医療、公判等多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察、地方公共団体の担当部局及び相談機関、検察、法テラス、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、弁護士会並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る被害者支援連絡協議会を全ての都道府県に設置し、相互に連携を図っている。

また、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、事案に応じたきめ細かな総合的支援を行うため、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を設置している。

令和2年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会及び計1,173の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号168】

ア 警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談等に応じる各種相談窓口を設置している。

また、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じ、性犯罪被害相談

（P92【施策番号201】参照）、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。

さらに、犯罪被害者等の住所や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、被害者支援連絡協議会等に参画している関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

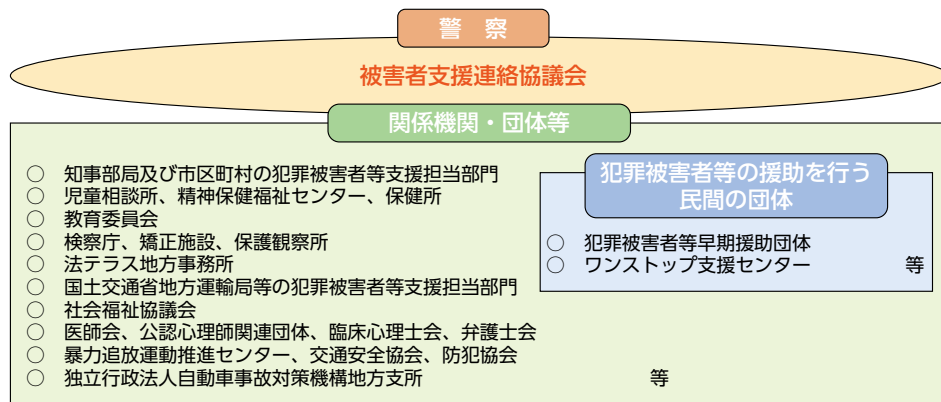
加えて、警察庁の委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙、犯罪被害者等の早期保護等に役立てている（P48【施策番号78】参照）。

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対し、パンフレット「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故により生じた損害の賠償を求める手続
- ・ ひき逃げ事件の場合や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が損害を填補する制度（政府保障事業）
- ・ 犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口等に関する説明を行っている。

また、交通事故被害者等から加害者に対する行政処分に係る意見聴取等の期日等について問合せを受けた場合や、交通死亡事

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



故の遺族、重度後遺障害を負った者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分の結果について問合せを受けた場合には、適切に情報提供を行っている。令和2年中の都道府県警察における行政処分に係る意見聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は1件であり、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は16件であった。

このほか、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員、弁護士等が交通事故被害者等からの相談に応じ、助言を行っている。

【施策番号169】

イ 警察においては、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置を推進するなどして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるよう努めている。また、執務時間外においても、当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、性犯罪被害相談の適切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号170】

警察においては、全ての都道府県警察に設置されている少年サポートセンター、警察署

心のリリーフ・ライン



少年用カウンセリングルーム



子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口



の少年係等が窓口となり、警察官や少年補導職員が少年や保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

また、全ての都道府県警察に、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による相談窓口を設け、電話や電子メール等による少年相談を受け付けており、夜間・休日も対応するなど、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

令和2年4月現在、全国184か所に少年サポートセンターが設置されており、このうち74か所は、少年や保護者等がより気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

さらに、警察庁においては、被害少年等が相談しやすいよう、相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を構築し、警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>) に掲載している。

(17) 「指定被害者支援要員制度」の活用

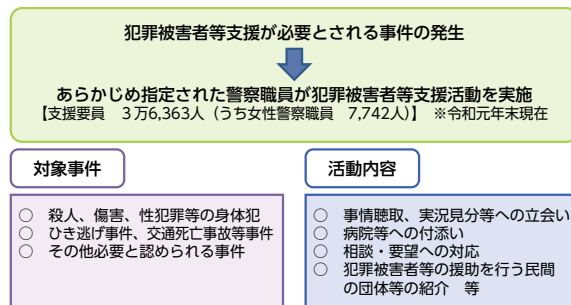
【施策番号171】

都道府県警察においては、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ部外のカウンセラー、弁護士会等の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介等を行ったりする指定被害者支援要員制度を運用している。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要となる知識等に関する研修、教育等を実施している。

令和元年末現在、全国で3万6,363人が指定被害者支援要員として指定されている。

- 海上保安庁においては、犯罪被害者等支援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯

指定被害者支援要員制度



指定被害者支援要員による 犯罪被害者等支援制度の説明（模擬）



罪被害者等の具体的な事情を把握し、当該事情に応じ、犯罪被害の発生直後から犯罪被害者等に必要な助言、情報提供等を行うとともに、具体的な支援に関する説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号172】

国土交通省においては、研修や実務必携の発刊等を通じ、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員の能力の向上を図るなど、交通事故相談活動に対する支援を行っている。

(19) 公共交通事故被害者への支援

【施策番号173】

国土交通省においては、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を設置

し、被害者等から公共交通事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な相談窓口の紹介等を行っている。

令和2年度においては、公共交通事故の発生時には、被害者等から相談内容を聴取して適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援を担当する職員に対する教育訓練の実施、関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、遺族会との意見交換会を継続的に開催するなどの対応を実施した。

(20) 婦人相談所等職員に対する研修の促進

【施策番号174】

厚生労働省においては、平成23年度から、国立保健医療科学院で実施している婦人相談所等指導者研修等において、配偶者等からの暴力事案の被害を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力事案の特性等に関する理解の増進を図るため、婦人相談所等の職員に対する専門研修を実施している（P59【施策番号108】参照）。

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号175】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー事案の被害者への支援の充実を図るため、「ストーカー被害者支援マニュアル」を作成し、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布している。

（P81【施策番号165】参照）

(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号176】

警察における令和2年中のストーカー事案の相談等対応件数は、2万189件であった（警察庁ウェブサイト「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対

応状況について」：https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R2_STDVRPkouhyousiryoku.pdf）。

ストーカー事案においては、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強い場合が多く、加害者が被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙を顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

このため、警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー行為等の規制等に関する法律その他の関係法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

さらに、逮捕状請求における被疑事実の要旨の記載に際し、被害者に関する事項の記載方法に配慮しているほか、仮釈放又は保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携の強化、犯罪被害者等支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力の強化等、被害の拡大防止及び再被害の防止に向けた対策を推進している。

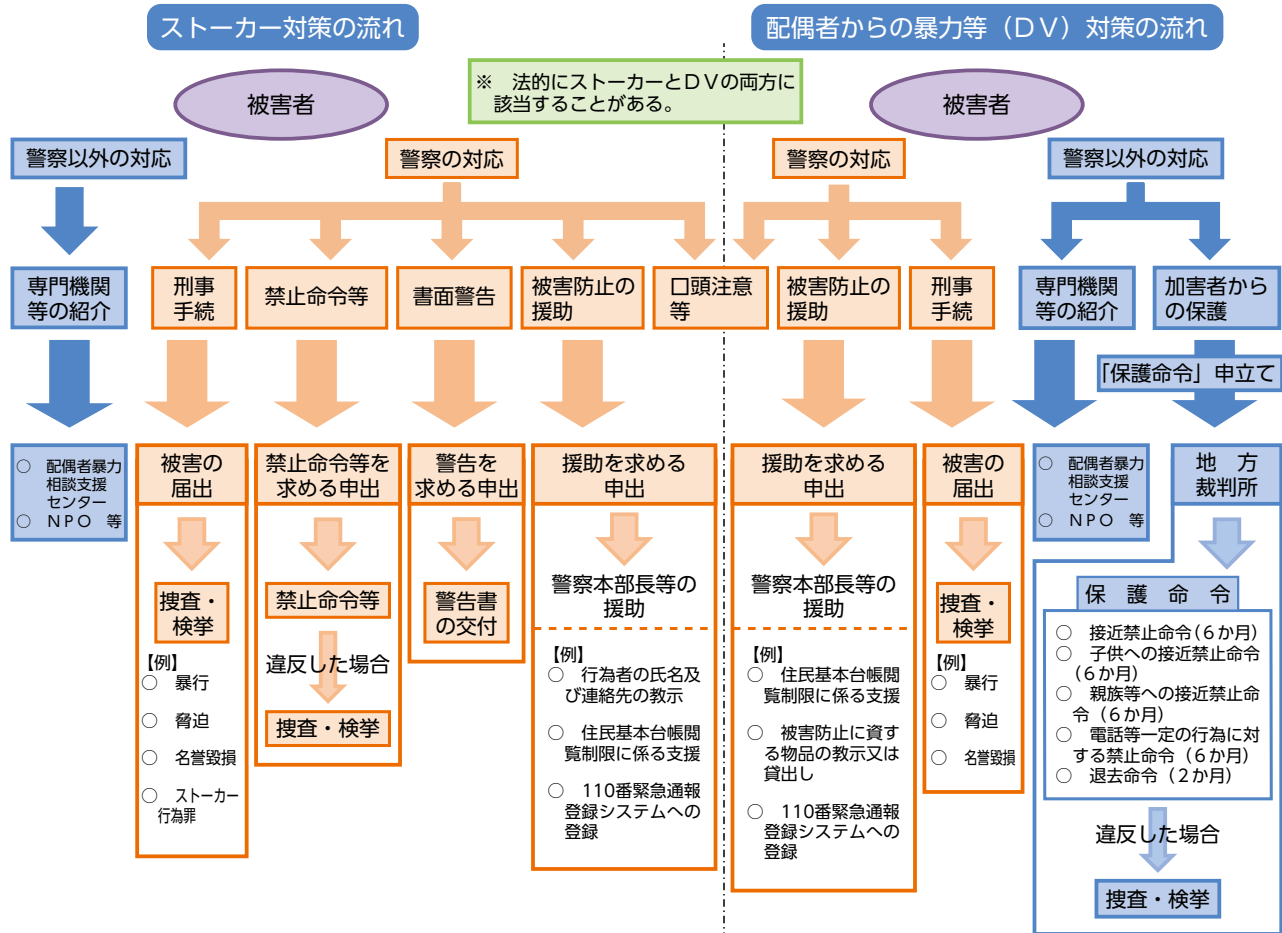
加えて、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。29年4月24日改訂）に基づき、関係機関と連携した取組を一層推進している。

(23) 人身取引被害者の保護の推進

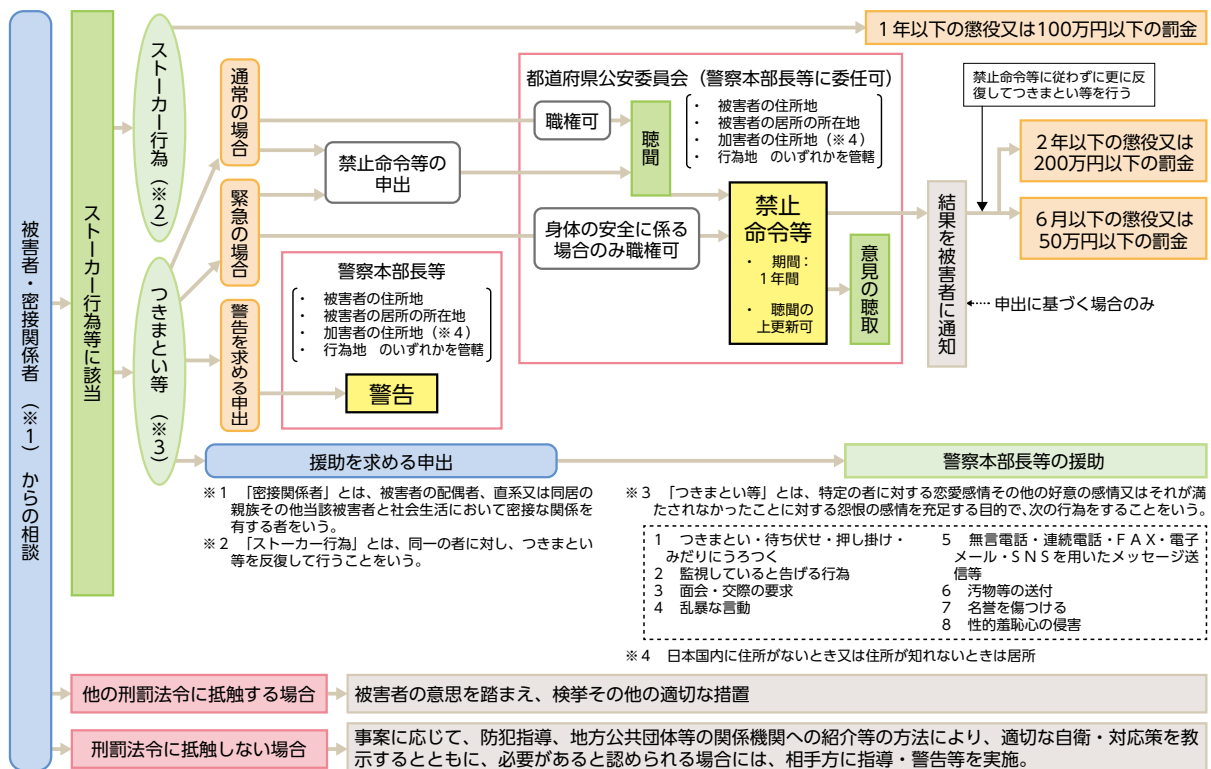
【施策番号177】

人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯は、被害者に対して深刻な精神的・身体

ストーカー事案・配偶者等からの暴力事案に関する手続の流れ



ストーカー事案への警察の対応の流れ



ストーカー総合対策

ス ト ー カ ー 総 合 対 策

ストーカー総合対策関係省庁会議
(内閣府、警察庁、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

I 経緯

- 「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
・ ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ」

平成27年3月20日 ストーカー総合対策 策定

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)」(平成28年12月6日成立)
・ 規制対象行為の拡大、行政措置及び罰則の見直し、関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持の配慮 等

平成29年4月24日 ストーカー総合対策 改訂

II 概要

1 被害者等からの相談対応の充実

- ◆ 早期の段階で被害者等が関係機関につながるができるよう、被害者等からの相談窓口の充実
- ◆ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(以下「職務関係者」)に対し、被害者等の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発の実施
- ◆ 民間の自主的な組織活動を含めた関係機関間の連携協力の推進

2 被害者情報の保護の徹底

- ◆ 加害者となるおそれのある者に対し、被害者等に係る情報の提供が禁止されていることに係る関係者への周知
- ◆ 職務関係者による被害者等の秘密の保持への十分な配慮
- ◆ 国、地方公共団体等が保有する被害者等の個人情報等の管理について、ストーカー行為等の防止のための必要な措置の実施

3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

- ◆ 婦人相談所における一時保護、都道府県警察における一時避難に係る経費の補助等、一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進
- ◆ 婦人保護施設における中長期支援、公的賃貸住宅への優先入居等、長期的避難のための支援措置の実施
- ◆ 弁護士費用の負担軽減、地方公共団体が実施した措置に対する地方交付税による財政措置等、被害者等への経済面からの支援方策の実施

4 調査研究、広報啓発活動等の推進

- ◆ 国、地方公共団体による加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進
- ◆ ストーカー行為等の被害実態把握のための取組の推進
- ◆ 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進
- ◆ ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識の普及及び啓発の推進

5 加害者対策の推進

- ◆ ストーカー加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携した様々な段階における更生に向けた取組の推進
- ◆ 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特異動向に係る保護観察所及び警察の連携による必要な措置の実施
- ◆ 加害者への治療等に係る警察及び地域精神科医療等との連携の推進
- ◆ 受刑者及び少年院在院者に対する、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及び充実

6 支援を図るための措置

- ◆ 人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策のための財政上の措置

人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策のポスター

的苦痛をもたらし、被害の回復が非常に困難であるなど、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。

政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして、関係府省庁が緊密に連携し、「人身取引対策行動計画」(同年12月7日犯罪対策閣僚会議決定)及び「人身取引対策行動計画2009」(21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯の防止・撲滅及び被害者の適切な保護を推進してきたところ、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策により強力に取り組むため、26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」(同月16日犯罪対策閣僚会議決定)を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

令和2年5月、同会議の第6回会合において、我が国における人身取引(性的サービス



提供：内閣府

や労働の強要等)事犯による被害の状況や、関係府省庁における人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策の取組状況等を取りまとめた年次報告「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について」

を決定・公表し、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の撲滅を目指し、同計画に基づく取組を引き続き着実に推進していくことを確認した。

また、同年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、SNSを活用し、我が国における人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の実態、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

(24) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実 【施策番号178】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判を行うため、検察官等に対する研修において福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、これらの機関との連携・協力の充実・強化を図っている。

(25) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 【施策番号179】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対してよりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の補助等を行うほか、犯罪被害者等の置かれている状況に応じ、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等の紹介等を行っている。

被害者支援員に対する研修においては、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等を講師に招いているほか、平素から犯罪被害者支援団体等との意見交換の場を設ける

など、犯罪被害者等支援の状況に関する情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役割について記載された犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

さらに、犯罪被害者等から電話やファックスによる相談を受け付けるため、地方検察庁等に被害者相談専用電話番号（ホットライン）を設置し、被害者支援員等が対応している。

(26) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実 【施策番号180】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び保護司を配置し、その協働態勢の下、主として被害に係る刑事裁判が終了した後又は加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等への相談・支援を行っている。相談・支援においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報提供等を行っている。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を図るため、国や地方公共団体の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携・協力の充実・強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

(27) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実 【施策番号181】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判の終了後の相談対応の充実を図るため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施

し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等への理解の増進を図るとともに、適切な対応を確実に行うよう努めている。

(28) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

【施策番号182】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談等を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵害の有無を確認するための調査を実施し、その結果に基づき被害の救済を図るという調査救済制度を周知するためのリーフレットを作成・配布し、同機関による人権相談への対応や同制度の周知に努めている。

また、「みんなの人権110番」、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）、「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」等の各種相談窓口について、法務省ウエ

ブサイト（http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html）や広報資料に掲載するなど、積極的な広報を行っている。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事する職員に対する研修を実施し、犯罪被害を含む人権侵害の被害の救済に適切に対応するための体制の強化を図っている。

このほか、犯罪被害を含む人権侵害の被害全般に適切に対応できるよう、人権擁護委員に対する研修の実施に努めている。

(29) 犯罪被害者である子供の支援

【施策番号183】

法務省の人権擁護機関においては、いじめ・体罰・児童虐待事案といった子供に対する人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を実施し、児童相談所等の関係機関と連携して事案に応じた適切な措置を講じている。

(30) 高齢者に関する人権相談への対応の充実

【施策番号184】

法務省の人権擁護機関においては、法務局に自ら赴くことが困難な高齢者施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談することができるよう、施設の協力を得て特設の人権相談所を開設し、入所者等からの人権相談に応じている。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員等の高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談について周知し、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど、連携を図っている。

(31) 法テラスによる支援の検討

【施策番号185】

ア 改正総合法律支援法が平成30年1月に施行され、認知機能が十分でないために弁護士等による法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者、障害者等を対象とした資力にかかわらず法律相

子どもの人権110番のポスター



提供：法務省

談援助制度が創設されるとともに、それまで民事裁判等手続の準備及び追行に限定されていた代理援助及び書類作成援助の対象行為が、認知機能が十分でない高齢者、障害者等に関しては、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立手続の準備及び追行にも拡大された。これを踏まえ、法テラスにおいては、福祉機関等の関係機関・団体と連携し、同制度を周知している。

【施策番号186】

イ 改正総合法律支援法が30年1月に施行され、ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者を対象とした資力にかかわらない法律相談援助制度（DV等被害者法律相談援助）が創設されたことを踏まえ、法テラスにおいては、犯罪被害者支援に関係する機関・団体と連携して同制度を周知するとともに、弁護士の確保等により、相談しやすい環境の整備に努めている。

(32) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号187】

地域包括支援センターにおいては、地域住民、民生委員、介護支援専門員等による支援だけでは十分に問題を解決できない、適切なサービス等につながる方法が見付けられないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市区町村、保健所、医療機関等と連携し、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等を行い、専門的な観点から、高齢者の権利を擁護するため必要な継続的支援を行っている。

(33) 地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知

【施策番号188】

子ども・若者育成支援推進法に基づき都道府県及び市区町村が子供・若者育成支援についての計画を策定する場合は、同法に基づき政府が策定する大綱を勘案することとされて

いる。

内閣府においては、「子ども・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）に、「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」が盛り込まれていることを、令和3年1月に都道府県・指定都市青少年行政主管課に対して改めて周知した。

(34) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号189】

ア P40【施策番号55】参照

【施策番号190】

イ 文部科学省においては、学校において虐待を受けた子供の早期発見・早期対応が可能となるよう、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料を活用しつつ、養護教諭等の資質向上のための研修等の内容の充実を図っている。

(35) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号191】

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然として相当数に上っていること、教職員による体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害が生じる事案が引き続き発生していること等が学校教育において大きな課題となっている。文部科学省においては、こうした現状を踏まえ、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、都道府県・政令指定都市の学校や教育委員会に対し、

- ・ 犯罪行為として扱われるべきと認められる暴力行為やいじめについては、いじめを受けている児童生徒を徹底して保護するといった観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携して対応することが重要であること。
- ・ 教員が体罰を目撃した場合や、学校が体罰又は体罰が疑われる事案について報告・

相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに、教育委員会へ報告すること。

- ・ 学校が、体罰や教員等との関係に関する悩みを児童生徒が相談できる体制を整備し、相談窓口を周知すること。

等を示達し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化や教育相談体制の整備を促している。

(36) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

【施策番号192】

不登校となった児童生徒への支援について初めて体系的に定めた、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が平成28年12月に成立し、29年2月に全面施行された。

文部科学省においては、同法の施行を踏まえ、同年3月、学校が不登校となった児童生徒に対する組織的かつ継続的な支援等を推進するための基本的な指針を策定し、同法及び同指針の趣旨等を教育関係者に周知した。

また、不登校となった児童生徒への支援において中核的な役割を果たす教育支援センター等の設置促進、機能強化等に要する経費の一部を補助している。

(37) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

【施策番号193】

ア 厚生労働省においては、医療機関と犯罪被害者等支援に係る機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進することとしている。

【施策番号194】

イ 精神保健福祉センターや保健所においては、医療機関等と連携し、犯罪被害者等に対して精神保健に関する相談支援を行って

いる。

また、同センターにおいては、専門的知識を有する職員等による面接相談や電話相談（こころの電話）の窓口を設置し、地域住民が相談しやすい体制を整備している。さらに、必要に応じ、医師による診察、医療機関等への紹介、医学的指導等を行っている。

(38) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号195】

警察庁においては、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察を指導するとともに、好事例の紹介により同様の取組を勧奨している。

(39) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号196】

ア 都道府県警察においては、パンフレット「被害者の手引」を被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度等について情報提供を行う場合に広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を、警察庁ウェブサイト「警察による犯罪被害者支援ホームページ」（<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>）に掲載している。

【施策番号197】

イ P66【施策番号129】参照

(40) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号198】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金（<http://kyuenkikin.or.jp/>）について情報提供を行っている。

同基金においては、昭和56年5月の設立以降、令和3年3月末までに2,116人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、総額約27億4,111万円の奨学金を給与している。また、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、令和3年3月末までに、現に著しく困窮している犯罪被害者等4人及び海外における殺傷事件の被害者等6人に、総額約2,250万円の支援金を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P19【施策番号3】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト（<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>）において犯罪被害者等のための制度について周知するとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官が、関係機関との連携、情報提供等を行っている。

(41) 刑事の手續等に関する情報提供の充実 【施策番号199】

ア P65【施策番号128】参照

【施策番号200】

イ P66【施策番号130】参照

(42) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上を図っている。全ての都道府県警察本部にお

いて、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月には、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用を開始した。令和元年度には、全国共通番号の24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の一層の整備に努めている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容、当該被害者の秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体※に情報提供するなど、性犯罪被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

(43) 法テラスによる支援

【施策番号202】

ア P19【施策番号2】参照

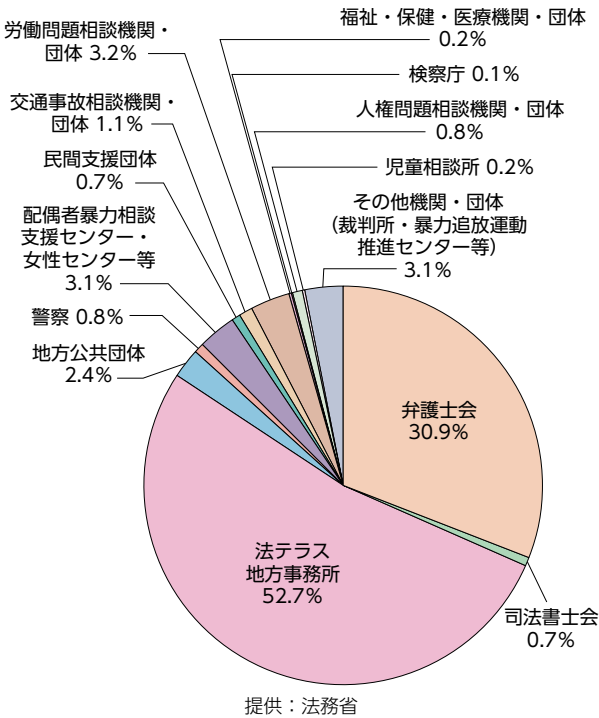
【施策番号203】

イ 法テラスの犯罪被害者支援業務においては、警察庁、日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分に連携することが求められている。このため、法テラスにおいては、その活動についてこれらの関係機関・団体に周知するとともに、都道府県警察等が主催する被害者支援連絡協議会やその分科会に参加したり、犯罪被害者週間における広報啓発活動等を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携・協力の充実・強化を図っている（犯罪被害者週間については、P107トピックス「犯罪被害者週間」を参照）。

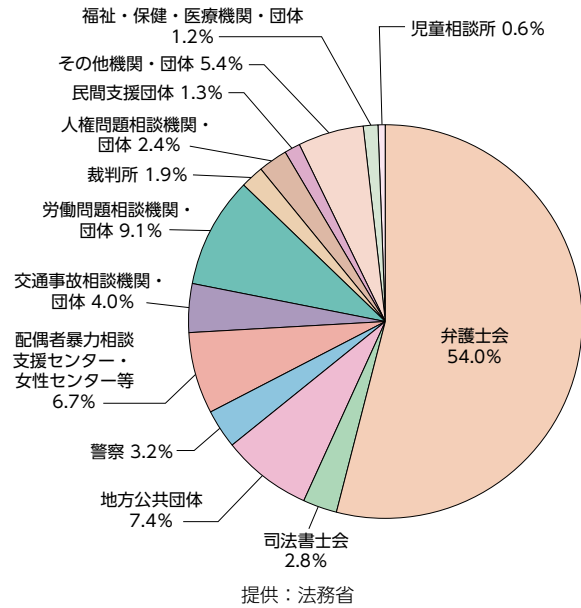
また、弁護士会や犯罪被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等を必要な支援につなげるため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた関係機関・団体を紹介するコー

※ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人。

法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルへの
問合せに対する紹介先（令和2年度）



法テラスの地方事務所への
問合せに対する紹介先（令和2年度）



法テラスによる犯罪被害者支援業務の実施状況

犯罪被害者支援業務	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数	12,014	13,461	15,145	15,343	14,309
地方事務所での対応件数	13,825	12,717	14,035	11,262	10,768

提供：法務省

ディネーターとしての役割を果たせるよう努めている。

法テラスにおいて運用している犯罪被害者支援ダイヤルへの令和2年度中の問合せ件数は1万4,309件であり、主な問合せ内容は配偶者等からの暴力被害、生命・身体犯被害及び性被害であった。

また、同年度中の全国の法テラスの地方事務所における電話又は面談による犯罪被害者支援に関する対応件数は、1万768件であった。

【施策番号204】

ウ 法テラスにおいては、犯罪被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供等を通じた支援を行っている。

【施策番号205】

エ P65 【施策番号127】 参照

(44) 自助グループの紹介等

【施策番号206】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(45) 犯罪被害者等施策のウェブサイトの充実

【施策番号207】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等の情報や犯罪被害者白書の英語版（概要版のみ）を警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>）に掲載するとともに、その内容の充実を図っている。

また、警察庁フェイスブック（<https://>

www.facebook.com/npa.hanzaihighai/) を活用し、各地におけるイベントの紹介等、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

(46) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

【施策番号208】

在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言、弁護士・通訳のリストの提供、医療機関に関する情報提供、本人が自ら連絡できない場合における家族との連絡の支援、緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

外務省においては、海外における邦人の犯罪被害を未然に防止するとともに、被害に遭った場合の対処方法について周知するため、「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を毎年改訂し、全国の旅券事務所、旅行会社、関係団体等に配布するとともに、「海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>) 及び海外安全アプリ※にも掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を分かりや

海外安全虎の巻



提供：外務省

すく発信するとともに、国民が渡航前にこれらの情報に接する機会の増加を図っている。令和元年中に在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が取り扱った海外における邦人の犯罪被害に係る援護件数・援護人数は、4,823件・4,992人であり、「窃盗被害」(4,039件・4,260人)が最も多く、「詐欺被害」(320件・258人)、「強盗・強奪被害」(215件・241人)の順で続いている。

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集を行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対する国外犯罪被害弔慰金等支給制度の裁定申請に係る教示、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めている。

(47) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号209】

警察庁においては、平成29年度の犯罪被害者週間の地方大会（徳島）におけるテーマとして性暴力被害者支援を取り上げ、被害が潜

令和元年中に在外公館等が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数・援護人数

件名	件数	人数
殺 人	11	14
傷 害・暴 行	69	66
強姦・強制わいせつ	25	23
脅 迫・恐 喝	61	56
強 盗・強 奪	215	241
窃 盗	4,039	4,260
詐 欺	320	258
テ ロ	2	6
そ の 他	81	68
合 計	4,823	4,992

提供：外務省

※ 邦人旅行者や在留邦人に海外安全情報を提供するための外務省公式アプリで、滞在国や周辺国・地域の危険情報や現地の最新情報を入手することができるもの。

在化しやすい性暴力被害者が置かれている状況や支援の必要性等に関する国民の理解の増進を図り、性暴力被害者を社会全体で支える気運の醸成に努めた（犯罪被害者週間については、P107トピックス「犯罪被害者週間」を、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上については、P92【施策番号201】及びP44トピックス「ワンストップ支援センターの全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を、その他相談体制の充実等に関する取組については、P82【施策番号168】を、それぞれ参照）。

法務省の人権擁護機関においては、法務局・地方法務局やその支局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等における特設相談所において、法務局の職員や人権擁護委員が犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である子供からの人権相談については、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が安心して相談することができる環境の整備を図るとともに、令和2年8月28日から9月3日までの1週間を「全国一斉「子どもの人権110番」強化週間」とし、相談を受け付ける時間を延長するなどして、子供の人権問題に関する相談体制の充実に取り組んでいる。

さらに、教職員や保護者等の身近な者に相談することができない子供の悩みを的確に把握し、学校や関係機関と連携して様々な人権問題に対応できるよう、同年6月下旬から9月下旬にかけて、全国の小・中学校の児童生徒全員に「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省ウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口」(<https://www.jinken.go.jp/>)を設置し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、相談体制の充実・強化を図っている。

加えて、若年層が人権相談にアクセスしやすくなるよう、SNSを活用した人権相談体

制の整備を進めている。

女性の犯罪被害者等からの人権相談については、「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、同年11月12日から同月18日までの1週間を「全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間」とするなど、相談体制の充実・強化に取り組んでいる。

このほか、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国50か所全ての法務局・地方法務局に「外国人のための人権相談所」（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語に対応）及び「外国語人権相談ダイヤル」（前記10言語に対応）を設置するとともに、法務省ウェブサイト上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」（前記10言語に対応）を開設し、外国人の犯罪被害者等にも対応できる体制を整備している。

なお、同年における犯罪被害者等からの人権相談の件数は、74件であった。

また、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、女性弁護士による支援を希望する犯罪被害者等のニーズに応えるため、弁護士会等と連携し、全ての都道府県において、女性の犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）を複数人確保しており、3年4月現在、その数は計936人である。

内閣府においては、インターネット及びSNSに親和性の高い若年層の女性が性暴力被害について相談しやすいよう、2年10月から、SNSを活用した相談事業を試行実施している（文部科学省における取組については、P40【施策番号55】参照）。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

【施策番号210】

内閣府においては、警察庁の要望を受け、犯罪被害者等施策に関する国民の意識を把握し、今後の犯罪被害者等施策の検討の参考とするため、平成29年1月、「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を実施した（内閣府ウェブサイト「世論調査」：<https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-h28.html>）。

また、警察庁においては、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握し、第4次基本計画の策定に向けた検討に資するため、30年1月、「犯罪被害類型別調査」を実施した。

(2) 暴力の被害実態等の調査の実施

【施策番号211】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者等からの暴力事案の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を実施している（直近は令和2年度に実施。これまで実施した調査の結果等は、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html）を参照）。

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

【施策番号212】

法務省においては、例年、犯罪による被害の統計や、刑事手続において犯罪被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を犯罪白書に掲載している（法務省ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html）。

また、平成30年度に実施した「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」の結果を、令和元年度に分析し、法務総合研究所研究部報告として公表している（法務省ウェブサイト：

http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00019.html）。

(4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

【施策番号213】

厚生労働省においては、平成17年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を行い、19年度には、精神科医療機関における犯罪被害者等の治療を促進するための提言を取りまとめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf）を精神保健福祉センターに配布した。

また、同年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を行い、その結果を踏まえ、23年度からは3か年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を行うとともに、24年度には、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（25年2月初版）」（http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_guideline.pdf）を作成した。

さらに、同年度には、産婦人科、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等において活用できるよう、性暴力被害者に心理教育や支援情報を提供するためのパンフレット「一人じゃないよ」（http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_hitorijanaio.pdf）を作成した。

これらの手引、ガイドライン及びパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」（<http://victims-mental.umin.jp/>）に掲載されている。

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

【施策番号214】

厚生労働省においては、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施しており、令和2年度は、「潜在化していた性的虐待の把握および実態に関する調査研究」等を実施した。

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号215】

P58【施策番号98】参照

(7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

【施策番号216】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等において犯罪被害を受けた児童への継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、大学の研究者やカウンセラー等を講師として招き、カウンセリングの技法に関する研修等を実施しているほか、公認心理師の資格の取得に向けた支援体制の充実に努めている。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、犯罪被害を受けた児童の支援を担当する少年補導職員等が専門的な助言を受けることができる体制を整備している。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

【施策番号217】

ア P58【施策番号103】参照

【施策番号218】

イ P58【施策番号101、102】参照

(9) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号219】

P40【施策番号55】参照

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号220】

厚生労働省においては、児童虐待事案に対応する児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の体制を強化するため、児童福祉司、児童心理司、市区町村の職員等に対する研修の充実等を図っている。特に、虐待を受けた子供の保護等に携わる職員等に対する研修については、平成28年5月に成立し、29年4月に全面施行された児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童相談所の児童福祉司や市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職への研修が義務化された。

また、児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の児童虐待事案に対応する機関の幹部職員等に対し、子どもの虹情報研修センターにおいて実践的な知識・技能の習得等を目的とした研修を実施してきたところ、児童虐待事案に対応する職員の専門性の一層の向上を図るため、令和元年度から、全国2か所目の研修拠点である西日本こども研修センターあかしにおいても研修を実施するなど、必要な支援を行っている。

厚生労働省においては、これらの取組を通じて、専門人材に対する研修の一層の充実を図っている。

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号221】

P81【施策番号164】参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号222】

警察、法務省、厚生労働省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っている（P98、100【施策番号224、225】参照）。

また、文部科学省においては、犯罪被害者

等の援助を行う民間の団体から、同団体が実施するボランティア等の養成や研修への講師の派遣等を依頼された場合には、協力を行うこととしている。

(13) 法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供 【施策番号223】

法テラスにおいては、ウェブサイト (<https://www.houterasu.or.jp>) において、犯罪被害者支援に関係する機関・団体等に関する情報提供を行うとともに、法制度情報を検索できるウェブページを設け、情報提供に努めている。

また、犯罪被害者等から関係機関・団体等の窓口に対し、当該関係機関・団体等で行っている支援以外の支援に関する問合せがあった場合には、当該窓口から「犯罪被害者支援ダイヤル」や全国の地方事務所を紹介してもらい、同ダイヤル等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じ、適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介等を行っている。

さらに、弁護士会等と連携し、国選被害者参加弁護士制度等の説明会、意見交換会及び事例検討会等を実施している。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体への支援の充実 【施策番号224】

ア 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っているほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っている。

厚生労働省においては、児童虐待事案の防止及び配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を

行う民間の団体が実施している広報啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待事案の再発防止を図るため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや子供の定期的な安全確認等を特定非営利活動法人等に委託できるようにするなど、児童虐待事案への対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携を推進している。

トピックス

民間被害者支援団体における財政基盤の強化のための取組

犯罪被害者等支援に当たっては、個々の犯罪被害者等が抱える様々な事情等に即し、警察等の関係機関・団体等と連携しながらきめ細やかな対応を中長期的に行う民間被害者支援団体の存在が不可欠である。

これらの民間被害者支援団体が継続的に活動を行うためには、安定した財政基盤を維持することが重要である。民間被害者支援団体においては、地方公共団体等との連携等により、財政基盤の強化のため、工夫を凝らした様々な取組が行われている。

○ 寄附型自動販売機の設定

売上金の一部が民間被害者支援団体に寄付される寄附型自動販売機について、地方公共団体や警察関係施設のほか、民間の企業・団体等への設置を働き掛けている。

寄附型自動販売機の中には、犯罪被害者等支援に関するメッセージを盛り込んだラッピングを行うなど、一般の方の目を引くよう工夫がなされているものもみられる。



○ ホンデリングプロジェクト

民間被害者支援団体においては、地方公共団体や民間の企業・団体等に対し、読み終わった本、ゲームソフト、DVD等の寄贈を働き掛ける「ホンデリングプロジェクト」を推進しており、その売上金を犯罪被害者等支援に役立てている。



○ 赤い羽根共同募金の活用

公益社団法人広島被害者支援センターにおいては、広島県共同募金会が県内の様々な社会問題の解決に取り組む団体の協力を得て主催する「社会課題解決プロジェクト」に参加し、赤い羽根共同募金の使途を犯罪被害者等支援とした募金活動を展開している。

また、広島県警察においては、同活動を支援し、各種機会や媒体を利用した広報活動を行っている。



○ Tシャツ等の売上金の寄付

公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいては、犯罪被害者等支援に理解のある沖縄県内の企業の協力を得て、「飲酒運転根絶」Tシャツ等を制作・販売しており、売上金の一部が同センターに寄付されている。

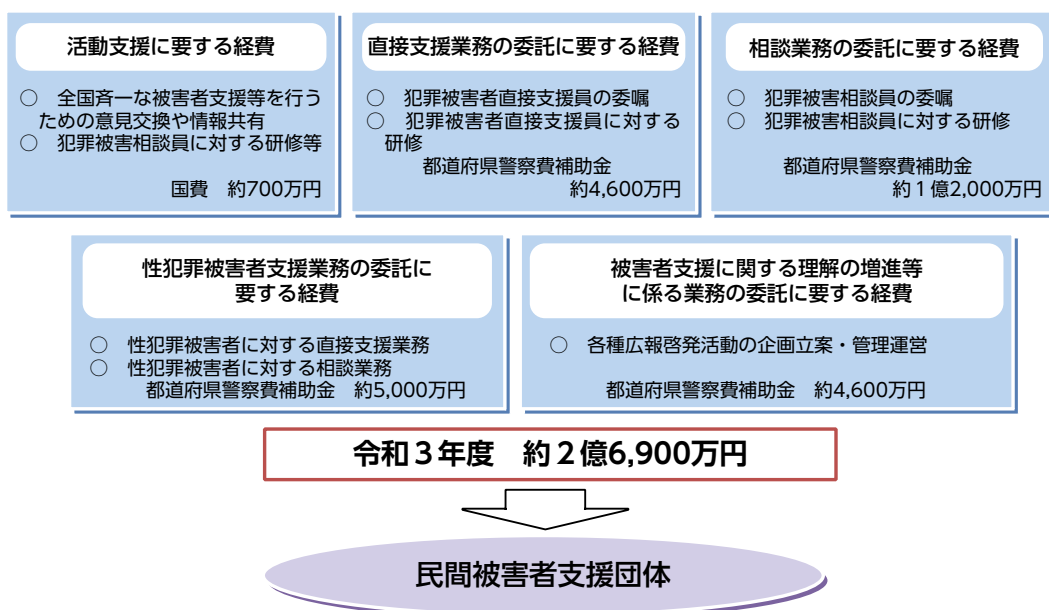


○ ふるさと納税の活用

公益社団法人ひょうご被害者支援センターにおいては、兵庫県の協力を得て、ふるさと納税の納税者が選択可能な寄付金の使途として「犯罪被害者支援」の項目を設けている。



国による民間被害者支援団体に対する財政援助



【施策番号225】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に

関する広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等で

ある児童生徒及び学生への犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による支援について、広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援の要請がなされた場合に協力を行うとともに、協力事例を広報することにより、同団体への協力の充実を図ることとしている。

(2) 預保納付金の活用

【施策番号226】

P27【施策番号18】参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

【施策番号227】

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が主催するシンポジウムや講演会のうち、その意義に賛同できるものについては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援している。令和2年度は、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」及び犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会2020」を後援した。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」について、希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信を行っており、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

【施策番号228】

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html>)、警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」(<https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/>)等の様々な広報媒体の活用を

通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を行っている。

また、内閣府と連携し、政府広報オンラインに「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？」と題する記事(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>)を掲載しているほか、政府インターネットテレビにおいて「他人ごとではありません。犯罪被害に遭うということ。」と題する動画(<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16427.html>)を公開しており、これらの記事等の中で、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性等を紹介し、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図っている。

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

【施策番号229】

内閣府においては、国民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進及び特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に取り組んでいる。令和2年12月に成立した特定非営利活動促進法の一部を改正する法律により、特定非営利活動法人の設立認証申請書類の縦覧期間の短縮等が行われることとなった。また、「内閣府NPOホームページ」(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)等において、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含む市民活動に関する情報提供を行っている。

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力している。また、同ネットワークに加盟している民間被害者支援団体（P250基礎資料8参照）の運営に

関しても、関係機関と連携し、必要な指導・助言を行うとともに、犯罪被害者等支援の在り方に関する意見交換等を積極的に行っている。

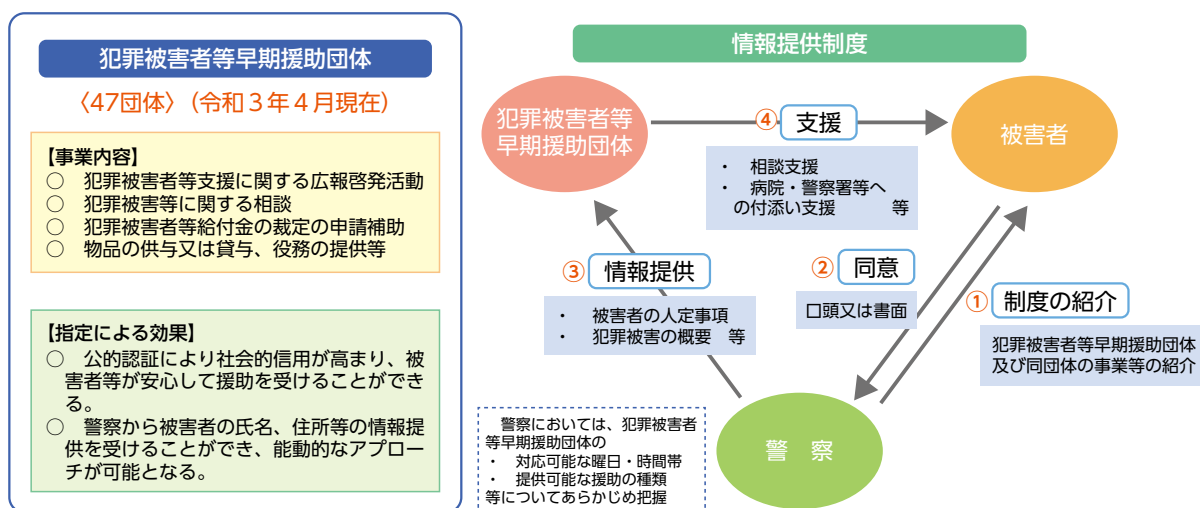
特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体に対しては、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の概要等について情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。

者支援団体のうち、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、令和3年4月現在、全国で計47団体が指定されている。警察においては、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等に適正かつ確実な支援を行うために必要な支援体制及び情報管理体制、職員に課される守秘義務等に関する情報提供や必要な指導・助言を行っている。

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導 【施策番号231】

都道府県公安委員会においては、民間被害

犯罪被害者等早期援助団体





民間被害者支援団体における犯罪被害者等支援 ～公益社団法人被害者支援都民センターの1か月～

公益社団法人被害者支援都民センター（以下「都民センター」といいます。）は、犯罪被害者等のため、毎年延べ5,000件以上の相談・支援活動を行っている民間の公益団体です。

都民センターは、平成12年4月に発足し、14年に東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されました。

警察が都民センターによる支援が必要と判断した場合、犯罪被害者等の同意を得た上で、都民センターに支援要請がなされます。これにより、事件直後からの速やかな支援が可能となっています。

都民センターには、「犯罪被害相談員」、「犯罪被害者直接支援員」等の25名の職員が交替で勤務し、日々支援に尽力しています。

○月○日：犯罪被害者からの電話相談

都民センター事務室において、傷害事件の被害者の男性から電話相談を受け付けました。相談の内容は、「飲食店において、客同士のトラブルに巻き込まれて入院をする大けがをした。仕事に行けず経済的な不安を抱えている。」というものでした。都民センターでは、東京都の犯罪被害者等からの総合相談窓口として見舞金制度の受付業務も担当しているため、一度、面接で詳しく話を聞くこととしました。電話相談では、被害状況や被害者の様子、要望等を聴取しながら必要な情報をお伝えしたり、他の機関につないだりしています。

また、都民センターで継続的な支援を行うことができる方には、面接相談を案内しています。

電話相談の受理状況（イメージ）



○月○日：面接相談、臨床心理士によるカウンセリング

この日は、性犯罪被害に遭われた女性Aさんの継続的な面接相談の中で、臨床心理士によるカウンセリングを行いました。

都民センターにおける初回の面接相談では、犯罪被害相談員が犯罪被害者等から話を伺って問題を整理し、その後の支援内容を説明した上で、犯罪被害者等が希望する支援に必要な各種手続等のサポートも行います。都民センターにおいて継続的な面接相談を行う場合は、刑事手続等に関する相談と並行して、専門の職員（臨床心理士）による精神的ケアを行っています。

Aさんは、被害後に強い恐怖と自責感を抱えており、不眠等の症状もあったため、PTSD症状の改善を目指すプログラムを週1回受けていただいています。

事件の記憶と向き合うことは勇気の要ることですが、臨床心理士が丁寧に伴走しながらプログラムを進めています。

これまでにプログラムを受けた方からは、「辛かったけど、徐々に被害前の自分に戻ることができた。」「事件後の症状がなくなって生活しやすくなった。」といった声が聞かれました。

コロナ禍の現在は、犯罪被害者等の状況を踏まえてオンラインカウンセリングも取り入れています。

オンラインカウンセリングの実施状況（イメージ）



○月○日：裁判への付添い支援

この日は、殺人事件の御遺族Bさんの裁判への付添い支援を行いました。

数日間にわたる裁判員裁判において、Bさんは被害者参加制度を利用して連日傍聴され、遺族としての心情の意見陳述も行うことになっています。

この日は被告人質問があり、被告人の自分勝手な言い分に、Bさんは「全く反省していない。」と憤りを感じている御様子でした。

そのようなお気持ちを受け止めつつ、辛い時間を共にします。

担当検事や代理人弁護士と連携しながら、Bさんの負担を少しでも減らし、刑事手続を乗り越えられるよう気を配っています。

裁判への付添い支援の状況（イメージ）



○月○日：関係機関との検討会の開催

都民センターでは、東京都、警視庁等の関係機関と定期的に検討会を開催し、情報共有を図っています。

犯罪被害者等のための支援制度や環境整備だけでなく、支援活動でスムーズに連携するため、日頃からの情報共有や意見交換が大切であると考えています。

また、都民センターの犯罪被害相談員は、警察、法務省、弁護士会、市区町村等で講演をさせていただいています。

○月○日：広報啓発活動の実施

都民センターでは、一般の方々に犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性を理解してもらい、犯罪被害者等が配慮を受けられる社会を作っていくため、様々な広報啓発活動を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でキャンペーンや街頭募金活動等を実施することはできませんでしたが、エコバッグ等の広報グッズを作成・配布しました。

また、年3回発行している機関誌「センターニュース」では、都民センター20周年特集号として、これまでの歩みを振り返り、ゆかりのある皆さんからのメッセージを掲載しました。

機関誌「センターニュース」と 広報グッズ

